

「二十一ヵ条要求」交渉と日中外交

楊 海程

キーワード：二十一ヵ条要求交渉、第五号の秘匿、北京政府の外交策略、北京政府の内政政策

要旨

本稿は、日中外交関係史の視点から、二十一ヵ条交渉過程において、中華民国政府はどのような外交策略を展開していたのか、それにより、二十一ヵ条交渉外交にどのような効果をもたらしたのか、そして、二十一ヵ条交渉外交は、北京政府にとって、その内政政策にどのような作用や影響があったのか、についての研究である。

1. はじめに

日本の対華二十一ヵ条要求については、数多くの先行研究がなされている。しかし、日本側の研究⁽¹⁾はその多くが日本の対中政策の視点から、その背景や動向を重点に置き、論述されている。二十一ヵ条要求交渉経過はかなり正確に明らかになっているが、中華民国側の動向については、あまり考慮が払われていない。本稿では、論述の関係上、先行研究に重なるが、袁と北京政府の動きに焦点を当てて、交渉過程について触れた。

一方、中国においては、中国外交史そのものが、近代中国が列強の侵略によって半封建、半殖民地状態となり、そしてしだいに列強の侵略に抵抗しながら大国化していくストーリーの下にある。昨今、これに、近代化やナショナリズムの要素が加わっているが、主旋律は変わらない⁽²⁾。無論、これまでの外交史研究において、第一次世界大戦は大きなトピックであった。しかし、共産党史観や国民党史観では、日本軍に山東半島の一部を占領され、対華二十一ヵ条を突きつけられたことをもって、「売国の外交」⁽³⁾や「屈辱な外交」⁽⁴⁾或いは「袁世凱の帝制承認の交換条件であった」⁽⁵⁾というような位置付けをし、そうすることで五四運動を反帝国主義（反日）的で、反封建主義（反売国奴＝北京政府）的なものとして正当化してきた面があろう。川島氏の指摘によれば、二十一ヵ条を「屈辱」と見るか、これも「戦争にしなかった」ないしは「戦争後に多くの条文を骨抜きにすることに成功した」と見るかも、当然議論のあるところであるが、この問題と関連して起きた五四運動が特に共産党史観にとって重要であったため、その侵略性と北京政府外交の問題性がいっそう強調される傾向にあったの

であるという⁽⁶⁾。

さて、本稿は、日中外交関係史の視点から、二十一ヵ条交渉過程において、中華民国政府はどのような外交策略を展開していたのか、それにより、二十一ヵ条交渉外交にどのような効果をもたらしたのか、そして、二十一ヵ条交渉外交は、北京政府にとって、その内政政策にどのような作用や影響があったのか、についての研究である。

2. 二十一ヵ条要求交渉開始直前までの両国の国内政治情勢及び極東国際情勢

中華民国では、第二次革命が鎮圧されると、袁世凱の大總統独裁体制への施策は急速に推し進められた⁽⁷⁾。1913年10月の憲法会議に、まず大總統選挙法が設定され、それによって、大總統の任期は5年となり、再選は認めることになった。次いで、翌1914年1月、それまで有名無実になっていた国会が解散された。そして、1915年5月1日、國務院制が廃止され、總統府に政治堂が設置された。5月9日、大總統率辦事處が設けられ、大總統が軍事を総攬することになる⁽⁸⁾。かくて、北京政府においては、大總統独裁体制が完成された。なお、5月1日に公布された『中華民国約法』の規制により、「大總統が中華民国を代表する」、「大總統が外国大使公使を接受する」、「大總統が宣戰講和を宣告する」⁽⁹⁾等が定められ、外交面における大總統の大きな権限が明確された。しかし一方、そもそも、清王朝の崩壊ないし中華民国の建国は、各省の独立によるものであった。各省独立の背景には、清末以来内乱を治めるために、中央政府が推進してきた分省自治・地方分権制度があった。そのため、北京政府にとっては、歴代王朝に倣うべく中央集権制の完成が重要な課題として残っていたのである。他方、外交面では、中華民国はこれまで、ようやく国際社会に参入することができるようになっていたが、まだ国際社会に対等な文明国として参加することは困難であった。

日本では、1914年1月23日、同志会代議士の島田三郎が衆議院予算委員会で海軍軍人の収賄を取り上げ、山本内閣を攻撃した。いわゆるシーメンス事件の発生である⁽¹⁰⁾。この事件をきっかけに、山本内閣は3月24日に総辞職し、組閣してからわずか一年余りで倒れた。大正政変以降の日本の政局で山県系官僚閣、薩摩派、政友会という主要政治勢力が相次いで打撃を受けたため、山本内閣の後継選びは非常に難航した。やがて、4月13日に、大隈に組閣の大命が下り、第二次大隈内閣が発足した⁽¹¹⁾。さて、大隈内閣に外相として入閣したのが、加藤高明であった。4月16日、大隈内閣成立の際、前外相牧野伸顕より新外相加藤高明に下記通り中国における利権問題に関する引継がなされた。

「支那ノ運命ハ帝国々勢ノ消長ニ重大ノ關係ヲ有ス故ニ現下隣国ノ形勢ニ
顧ミル時ハ将来其政治組織ノ崩壊或ハ分裂ノ端緒ニ遭遇スル事アルベキヲ予
期セザル可カラズ其場合ニオイテハ單ニ歴史的地理的モシクハ同文同種ノ縁
故ニ多ク干渉容喙ノ理由ヲ置ク可カラズ根本的事業（鉄道、鉱山、農業等）
ニ關係ヲ結ヒ万一ノ場合ニハ所謂發言權ノ分量ニ不足ナカラシ事ヲ企面セザ

ル可ベカラズ」⁽¹²⁾。

これより先、1912年（大正元年）組閣の大命を挙した桂太郎は、当時駐英大使であった加藤高明に対し、外相就任のため、帰朝するよう電請した。加藤大使は同年12月20日付返電をもって、これを受諾したのであるが、彼は帰朝に先立ち、1913年（大正2年）1月3日及び10日の二回にわたって、グレイ英外相と会見し、満州における日本の地位確立について、懇談を遂げた。会見において、加藤大使がグレイ外相に対し、自己の私見として、関東州租借地が日本国民にとっては、深い「歴史的・感情の因縁を有するもの」であって、「従って日本は、旅順・大連及其後背地を含める関東州には永遠に占拠する決意を有するもの」であり、このことは「我国現政府の方針と言ふにあらず、如何なる政府の下に於いても不変の方針にして畢竟日本国民の決意に外ならず。これが実現に関する対華交渉を早晚提起しなければならない」と述べた。加藤は、南満州鉄道についても、日本は「必ず期限延長を請求することとなるべきが、夫等の談判も租借期限延長の談判と同時に為す」こと、また、安奉鉄道についても、その沿革や交通系統上の使命に論及して、「自然、其幹線たる南満州鉄道と運命を同じくすべきもの」であると語り、これら懸案の対華交渉は、これを「提起すべきサイコロジカル・モーメント」を見て、開始する考えである旨を陳述し、英國政府の諒解を求めたのである⁽¹³⁾。

さて、1914年夏に勃発した第一次世界大戦によって、極東における国際情勢は大きく変化した。日本において、大戦の勃発は「大正新時代ノ天佑」と呼ばれ⁽¹⁴⁾、それは主として日本の中国政策に関して言われたものであった。すなわち、大戦は、ヨーロッパ列強の極東からの後退をもたらし、欧米列強の資本と日本を含む列強間の相互対立に、大きく依拠していた袁世凱政権を弱体化せしめ、さらに日本の貿易・産業を飛躍的に発展せしめた。ここに、日本の中国政策の主要な制約要因であった欧米列強の牽制、中国の抵抗、そして日本の経済力の脆弱性はいずれも大幅に緩和されることになった⁽¹⁵⁾。つまり、日本にとって、自主的外交を行える環境が出現したのである⁽¹⁶⁾。一方、中華民国にとってみれば、第一次大戦がもたらした列強の東洋政策の空白⁽¹⁷⁾によって、前代清王朝から継承されてきた不平等条約の改正という中華民国の存立基盤に組み込まれた課題に、取り込んでいく⁽¹⁸⁾道標が見ええた。しかし一方、日本が対独開戦以来、ドイツの租借地である膠州湾、山東鉄道全線、そして青島を次々と占拠し、中国における軍事力が強化された⁽¹⁹⁾ため、北京政府にとって、日本だけが一層帝国主義的脅威の存在となつたのである。

3. 「二十一カ条要求」交渉の開始と北京政府の対応

第一次世界大戦勃発直後、北京政府の幕僚である寿栄からは、「英、米、日、独の各国に対し、その在華権益を与えることを約束し、列強の間互いに牽制し合うように仕掛けること、特に米・英の力を借りることで、日本に対抗する。そうして、はじめて

中国の平和安定ないし利権の確保が維持できる」という内容の「意見書」が袁世凱に呈された⁽²⁰⁾。実際のところ、10月3日、ラインシュ公使が袁大總統に謁見した際、袁はラインシュに対し、米国ウィルソン大統領に託して、米国から英國政府に協商して、日本の山東における軍事行動に対して、牽制するよう求めた⁽²¹⁾。

このように、日本は欧米列強の制約から離れて、日中両国間外交交渉関係の構築することを狙うのに対し、袁と北京政府は、はじめから、日中両国間だけでの外交交渉を拒もうとしていたのである。

さて、青島が11月10日陥落すると、加藤外相はいよいよ対中国交渉の開始を決意した。すなわち、大隈内閣は、11日の臨時閣議で交渉案を決定した上、駐北京日置公使を北京から帰朝させ、12月3日、二十一カ条要求案を手交した⁽²²⁾。

さて、北京に帰った日置公使が1月18日午後4時、袁世凱大總統に謁見し（曹汝霖外交次長列席）⁽²³⁾、簡単な挨拶の後、いきなり「日本政府は、両国永久の親善平和を図る見地から、覚書一通を作成呈上する」⁽²⁴⁾と言い、二十一カ条要求条項の覚書を袁世凱に手交した。日置公使が袁大總統に対し、目下本邦には随分過激な対支意見を保持しているものがあり、甚だしきは革命党を煽動し、北京政府を転覆すべしとまで唱えるものがある、しかし大隈内閣の方針はこれと異なり、貴國の領土保全を主眼とし「閣下の政府を援助」しようとするものである⁽²⁵⁾。もし日本朝野の有力者に主張されているように特派大使の派遣が実現されるような場合には、「今回ノ如キ穩当ナル程度ニ止マラス必然多大ノ要求ヲ為スニ至ルヘク其結果如何ナル事態ニ立至ヘキヤ予想シ得サル所ナリ」⁽²⁶⁾などを述べ、要求の受諾が得策であると伝えた。

しかし、袁大總統は日置公使に対し、「中日両国の親善は元より自分も宿望するところであるが、ただ交渉問題は、当然外交部の主管で処理すべきものであるから、曹次長に渡して外交部に持ち帰らせ、外交総長から貴公使に交渉させる」という返答をしただけで、覚書を卓上に置いたまま、開いてもみなかったのである⁽²⁷⁾。袁大總統はこの突如の日本の二十一カ条要求提出に対して、極めて冷静な態度を見せたのである。

ところで、日置公使との会見を終えた袁大總統は、二十一カ条要求条項を逐条に検討した⁽²⁸⁾上、第五号の全条項について、「各条項は内政を干渉するもの、主権を侵害するもので、開議できない」⁽²⁹⁾と記し、卷末に全体の交渉方針意見として「第二号を議してから、第一、三号に対して、我が修正条件を提出すれば宜しい。（但し、第二号を会議している中、他の号の条項については、意見を示してはいけない）第五号に関しては、終始開議しないこと」⁽³⁰⁾と記しておいた。そして、翌十九日朝、外交総長孫宝琦、外交次長曹汝霖、秘書長梁士詒、政事堂左丞楊士琦の4人を總統府に召集し、袁は「日本が今回提出した覚書は、意義甚だ深く、彼らは今歐州戦争が酣で、各国とも東洋を顧みる暇がないのを絶好の機会として、この覚書を出し、我国を制圧しようとしている。ことに第五条(号)の如きは、我国を朝鮮視せんとするもので、絶対に交渉すべきものではない。」⁽³¹⁾と全員に対して、訓示したのである。

同日、袁大総統は、内閣してきた総統府顧問である坂西大佐に対し、「頗ル憤慨シタル語氣ヲ以テ日本國ハ平等ノ友邦トシテ支那ヲ遇スヘキ筈ナルニ何故ニ常ニ豚狗ノ如ク奴隸ノ如ク取扱ハントスルカ」と述べ、「要求条件ニ対シテハ出来得ル限り譲歩スヘキモ出来ヌ事ハ出来ヌ故致シ方ナシ」⁽³²⁾とその強硬な決意を伝えた。

同 19 日の午後から 21 日まで、総統府で、連日会議が招集された⁽³³⁾。出席者は孫宝琦外交総長、曹汝霖外交次長のほか、國務卿徐世昌、陸軍総長段祺瑞で、会議の結果、袁の意見指示に従い「(1) 全体の討議を避け、遂條討議すること。(2) 第五号は交渉に応じないこと」という基本交渉方針が定められたのである⁽³⁴⁾。

1月 21 日に、日本公使館高尾通訳官が曹汝霖外交次長に電話で、「交渉会議を何時始めるか」と訊ねたが、曹汝霖が「貴国公使がまだ覚書を外交総長に提出していないのに、どうして会議を開けるか」と交渉開始の時間を遷延しようとした⁽³⁵⁾。1月 25 日、曹汝霖外交次長は日置公使を訪ね、今後毎週 1 回、土曜日に交渉を行いたいと申し出たのである⁽³⁶⁾。

このような北京政府の交渉意向の現地報告に接した加藤外相は、1月 26 日、日置公使に対し、「帝国政府ハ今回ノ対支交渉ヲ迅速ニ解決スルコトヲ以テ極メテ肝要ナリトスルモノニシテ若シ支那側希望ノ通リ僅ニ一週一回商議スル」となると、解決の時期が延引され、「其ノ間ニハ交渉ノ内容自然外間ニ洩レ交渉ノ進捗ヲ妨碍スルカ如キ論議モ必ス発生スル」⁽³⁷⁾虞があるのであるとして、北京政府に連日協議することの同意を求めるべきだと訓令した。加藤外相は、二十一カ条要求交渉において、その交渉内容が外部に洩れて、他の列強の干渉と国内政治、国内外世論の論難を惹起することを懸念していたのである。

ところで、加藤外相に交渉方針を訓令された日置公使は、曹汝霖に面会し、「是非共連日会議ヲ開クコト」⁽³⁸⁾を要求したところ、袁と北京政府が対応策として取ったのは、外交総長の更迭であった。それは、孫宝琦を税務処督弁に転出し、陸徵祥を外交総長に任命する⁽³⁹⁾ということであった。そして、1月 27 日、陸徵祥が外交総長に就任することが正式に公布された⁽⁴⁰⁾。袁大総統が、なぜ二十一カ条交渉開始に際し、陸徵祥を外交総長に任命したのか。それは二重の理由があったと考えられる。これより先、袁と北京政府が 1914 年 7 月 1 日、「外交部官制」を発布した。川島氏の論述によれば、その第一条に「外交部は大総統に直接属する」と明記され、第八条で「外交総長は、各省巡按使および各地方最高級行政長官が外交部の主管事務を実行するに際し、それらへの監察・指示の責任を負う」とし、第九条で「地方側が違法行為あるいは越権行為をはたらいた場合には、大総統に要請しその行為そのものを無効にすることができます」と定められたことである⁽⁴¹⁾。袁と北京政府は地方の外交権を中央に集中して、大総統主導の外交中央集権化を図っていたのである。そして袁大総統は今回日本の対華二十一カ条要求が「北は満州から南は福建省に至る広範な地域に及んでいる」ことを利用して、この前年に打ち出した「外交部官制」を実行していくと狙っていたので

あろう。

また陸の登用については、その外交能力を高くかっていた。遡れば袁が清外務部外務尚書（光緒27年）に勤めていた頃、陸徵祥のことを「尤も列強情勢を洞察する能力があり、つねに適切な策略見解がある」⁽⁴²⁾と評価している。その後、清朝が倒れて袁世凱が臨時大統領に選ばれた1912年3月、唐紹儀内閣が発足し、外務部が外交部と改められたが、袁は当時駐露大使であった陸徵祥を北京に帰朝させ、外交総長に任命した。1913年9月に陸徵祥が外交総長を辞した⁽⁴³⁾が、その後、袁の側近として總統府外交顧問を務めていたのである。このように、袁からみれば、陸は能力があり、かつ信頼できる人柄で、今回の外交総長の重責を負うのに最も相応しい人選であった。

また、陸徵祥は清末以来、蘭、露国大使を歴任し、その外交界における声望が高く、二十一カ条要求という重大な外交交渉を担当することにあたって、国内外からの争議が起りにくい。そして、陸徵祥が全く日本語を分からないので、二十一カ条交渉において、時間を遷延するのに有利だからであった⁽⁴⁴⁾。

かくて、2月3日になって、第1回交渉会議がようやく北京政府外交部で開かれた。2月3日の会議で、日本側は日置公使、小幡参事官、高尾書記官、中国側は陸外交総長、曹次長、秘書施履本が出席した⁽⁴⁵⁾。陸総長と日置公使がそれぞれ自国語で話し、小幡参事官、高尾書記官、曹外交次長が通訳をした。この第1回交渉会議では、日置公使は日本政府の訓令に従い、「今回わが国は極力速決を願っているので、毎週五回」会議すること、要求内容を一括して交渉することを要求したが、陸総長は「外交部では毎週三日は各国公使団との会見日に決まっている」⁽⁴⁶⁾ため、毎週5回は不可能であり、最多「週二回程度の会議」が実行可能とし、「会議は現条件の順序に照らして進行し、一条を議決してから、次の条を議したい」、つまり逐条交渉することを提案した⁽⁴⁷⁾。このように、二十一カ条交渉開始の初段階で、袁と北京政府は出来るだけ有利な交渉情勢を作ろうとしていたのである。

4. 第五号の秘匿と北京政府の対応

加藤外相は二十一カ条要求交渉において、その交渉内容が外部に洩れるのを懸念していたことを前述したが、これより先、加藤外相は日中交渉の開始にあたって、日独開戦以来の同盟国には、ある程度交渉要求内容を知らせておく必要があると認識していた。即ち、加藤外相は、対華要求交渉の提出が決まった1月上旬、在英國井上大使宛「日中交渉開始ニ関シ商議内容を英国外務大臣ニ内密伝達方」⁽⁴⁸⁾を訓令し、「第一号～第四号」に相当する内容を通知した。加藤は井上に対し、後日政府の訓令を待って、同内容を英國政府に内示すべきであるが、その場合、今回の「対支要求ハ何レモ門戸開放機会均等ノ主義ニ何等抵触スル所ナク又ハ連合軍諸国及中立諸國カ支那ニ於テ有スル特殊ノ権利利益ト毫モ衝突スル所ナカラシムル様留意シタルモノナル旨」⁽⁴⁹⁾を示せと命じた。そして、加藤の指示により、同電信が日本の「在露在仏及在米」各大使

にも転電された⁽⁵⁰⁾。

「二十二条交渉要求」提出後の翌1月20日、加藤外相は井上駐英大使に対し、「対支提案内容ヲ適當ノ機会ニ於テ」1月8日の「電訓通り、英国外務大臣に内告」しようと命じたので、井上大使は22日、英國グレイ外相を訪問し、「極メテ内密ニ同大臣」⁽⁵¹⁾に要求内容（第五号を除いて）を内示し、その内容を英訳した「対支交渉要領書」⁽⁵²⁾を手交した。又同22日、「加藤外相の内告に関する訓令」は井上より石井駐仏、珍田駐米、本野駐露各大使に内報された⁽⁵³⁾。

これとともに、1月25日、加藤外相が英國駐日本グリーン大使と会談する際に、同大使に対し、「対支交渉英文要領書」を内示したが、グリーン大使が「沿岸港湾及島嶼不割譲ノ点ハ列国ニ於テ最モ重要視スル所」なるだらうと指摘したところ、加藤外相が「日本ニ於テ何等領土的野心ヲ有スル次第ニアラス曩ニ米国ニ於テ三都澳ヲ海軍根拠地トスルコトニ付支那ニ交渉シタリトノ尊モアリ是等ニ対スル為是非共此種ノ約束ヲ必要」とするものであると力説したのである⁽⁵⁴⁾。次いで、2月5日に、加藤外相は仏国大使、そして露国大使との会談に際して、両大使に2月3日に英國大使に内示したものと同一内容の「対支交渉英文要領書」を手交した⁽⁵⁵⁾。

他方、「加藤外相の内告に関する訓令」に接した日本駐米国珍田大使は、2月8日午後、米国國務長官に会面し、1月8日付加藤外相から通知された「交渉要求内容」（第一号～第四号に相当するもの）を「（一）山東に関するもの、（二）満蒙に関するもの、（三）支那沿岸港湾島嶼不割譲及び漢治萍公司合併」の三項目に分けて、英訳した「対支交渉綱領英文箇条書」を手交し、ブライアン國務長官の質問に答えながら、対華交渉要領の内告を行った⁽⁵⁶⁾。後の2月11日付珍田大使より加藤外相宛の「対支交渉綱領内告」についての報告書によれば、この時「國務長官ハ今日ノ説明ニテ十分諒得シタリ……我要求項目全部ニ亘リ別ニ意外ノ感若クハ疑惑ノ念ヲ懷キタル如キ形迹」がなかったという⁽⁵⁷⁾。又、これとともに、2月9日、加藤外相が米国大使と会談する際に、加藤外相が日中交渉要求内容について説明したところ、米国ガスリー大使に「米国の利益ニハ関係ナキヤ」⁽⁵⁸⁾と問い合わせられたが、加藤は「自分ノ承知スル限り米国ノ利益ニハ何等関係ナ」い⁽⁵⁹⁾と答えたのである。

このように、日本は列強諸国に対し、対華交渉要求内容（第五号を除いて）を内示したところ、日本の対華交渉要求に対して、英・米両国をはじめとして、列強からは、異議や反対意見がなかったのである。

ところで、これより前の1月26日、北京政府の陸外交総長は露国クルペンスキ一公使との極密内談において、日本の対華要求の内容は四号の他に、第五号の要求が存在し、内容として、「日本の同意をなしに、福建省内地を第三国に借用してはいけない」、「中国国内において、日本人は布教権、学校経営権、寺院経営権を有す」、「日本は中国の警察機關の改編に参与する」、「中国は有力な日本人を政治・財政・軍事に聘用する」、「中国は半数以上の軍事機械を日本に注文すること」が含まれているのを漏らし

ていたのである⁽⁶⁰⁾。

一方では、袁と北京政府が露国公使の密告によって、日本が列強に内示した交渉要求内容の内、第五号が秘匿されているのを知ったのは、2月9日のことであった。袁はすぐに外交部曹外交次長をして、駐日本陸公使に対して、日本が列強に第五号を秘匿している旨を打電させた⁽⁶¹⁾。

曹外交次長の打電を受けた陸公使は、第五号中の「江西—浙江間の鉄道問題」が英國の在華利益に深く関わっているのを知り、大使夫人間の親善関係を利用し、英國駐日本グリーン大使に「第五号」の存在を暴露し、かつ第五号第五条つまり「武昌ト九江南昌線ヲ聯絡スル鉄道及南昌杭州間南昌潮州間鉄道敷設権ヲ日本ニ許与スル」という日本の対華交渉要求は英國の在華権益を深く侵害する可能性があることを訴えたのである⁽⁶²⁾。日本政府の内示以外に、第五号が秘匿されているのを知った英國駐日本グリーン大使は、2月10日加藤外相を訪問し、第五号に関し、加藤外相に問い合わせたところ、加藤外相は「要求」条項の外に「希望」条項を提出していたことを認めた。これについて、グリーン大使は加藤外相に対して、「然ルニセヨ大使へ一言ノ御話ナカリシハ遺憾ナリ」⁽⁶³⁾と抗議したのである。

一方、北京政府では、日置公使から二十一カ条要求が提出された直後から、すでに、「夷を以て夷を制す」という伝統的外交略策が採り始められた。細谷氏によれば、1月22日、北京政府は一高官を通じて、米国ラインシュ公使に二十一カ条要求の情報を洩らし、それは直ちにワシントンの国務省に伝達された⁽⁶⁴⁾という。ところで、ラインシュはウィルソン大統領により、駐中国公使に任せられたが、彼はもともと革新主義的な潮流の根強かった中西部米国の政治学者であった。1900年に出版された『世界政治』で、ラインシュ公使は、次のように国際政治における中国問題を論じていた。20世紀は「国民的帝国主義」の時代であるが、領土の拡張が主たる内容であった19世紀の帝国主義と異なり、それは経済的膨張にかかわるものである。こうした新世紀の帝国主義の特色が最もよく表れているのは、中国問題をめぐる世界政治である。租借地獲得競争のような欧州列強による勢力圏設定を中国分割の前兆と見る見解は、新世紀における帝国主義の特色を正しく捉えたものではない⁽⁶⁵⁾。細谷氏の指摘によれば、日本の提出した対華二十一カ条要求に、ラインシュ公使は激しく反発した。彼は国務省宛の電報の中で、「中国の独立と西欧諸国の機会均等が危殆に瀕している」点を繰り返し強調し、政府の適切な対策を求めた⁽⁶⁶⁾。次いで、米国が日本から内示された二十一カ条要求交渉内容に関する覚書に第五号が除外されていたのを知ったラインシュは、2月15日、その日本の覚書にコメントを加え、「それは要求のごく一部をしてしたにすぎず……他に危険な、排他的な条項」が存在すると国務省に注意を促した⁽⁶⁷⁾。

この報告に接した米国国務省は、ラインシュの報告を元に、抗議の意を示す覚書を駐日米国大使に電報した。2月20日、米国駐日ガスリー大使は、加藤外相を訪問し、「過日御内告ニ預カリタル貴國ヨリ支那ニ対シ要求セラレ居ル事項ハ本国へ報告シ置

キタル処今般此來電ニ接シ」⁽⁶⁸⁾と日本に対する不信感を表し、国務省からの覚書を加藤外相に提出した。そして、加藤外相は米国大使に対して、「希望条項」としての第五号が存在していることを認めざるを得なかつたのである。

ついに、加藤外相は珍田駐米大使をはじめ、井上駐英大使本野駐露、石井駐仏各国日本大使に対して、第五号の内容を通知した上、各國政府に対して、以前内示した「要求」条項の外に、「希望」条項としての「第五号」が存在していることの内告と、その内容を駆明するよう訓令を下した⁽⁶⁹⁾。

2月17日の北京ガゼット紙 (The Peking Gazette) は、日本の要求は、21カ条あるが、日本政府が第三国に内示したところでは、11カ条しかなく、日本政府は福建、安徽、江西諸省や揚子江方面の利権に関する要求を秘匿していると報道した⁽⁷⁰⁾。

英國でも、グレイ外相は3月9日、英國下院における質問に答えて、「英國政府は、日本から、その対華要求の正文を受け取った。そして、日本の要求があるいは衝突するかと思われる英國の利益を保護する目的を以て、日本の要求の及ぼす影響如何を審議しつつある」と言明し、その翌3月10日附をもって、第五号第五項に対し全面的に異議ある旨の覚書を日本政府に提出した⁽⁷¹⁾。次いで、米国政府は、「二十一カ条要求」をめぐる日中交渉に対して、公式の態度を外部に表示し、3月13日、ブライアン国務長官は珍田大使に長文覚書⁽⁷²⁾を手交したである。米国は、日本側の要求に対し、いわゆる希望要求としての第五号の「第一項、第三項、第四項」の不承認を通告したのである。

そもそも、加藤外相は要求条項の他に、「希望条項」として第五号を入れたのは、主として、国内的譲歩によるもの⁽⁷³⁾に過ぎなかつたかもしれないが、北京政府はこの機会を掴み、効果的な外交策略を展開していた。その結果、日本は列強に対し、「第五号」についての内示および説明をせざる得なくなつた。そして、このような事態によって、日本は英・米国から猜疑を持たれ、「第五号」のみならず、二十一カ条要求全体に第三国が注意を向けてられてくる。二十一カ条交渉において、日本はしだいに、不利、困難な局面に遭遇するのである。

5. 新聞輿論の利用とその内政においての「効果」

日本の二十一カ条要求の覚書が北京政府に提出されたのは、1月18日であった。中国側の新聞において、早いものは、1月22日から、二十一カ条要求について、報道をし始めた。1月の末ともなると、上海の英漢両新聞紙において、日本の対華二十一カ条要求について、各種の風説を掲げられ、論難攻撃が高まりつつあった⁽⁷⁴⁾。北京において、1月29日の『民視報』では、一頁半にわたって、日本の対華二十一カ条要求について、攻撃の論評及び雑報を掲げた。又『ペキン、デーリー、ニュース』・『ペキン、ガゼット』では、「今回日本ノ要求ハ支那ノ現状ヲ破壊スル虞アルモノト認ムルニヨリ其解決ニ關シテハ宜シク利害關係ヲ有スル列強に訴フル所アルヘシ」⁽⁷⁵⁾と評論した。

更に、1月31日、『亞細亞報』の社説では、日本の要求を受け入れることは中華民国を「国家ト称スル得ルヤ」、中華国民が「国民亡國ノ奴トナルヲアマンスル」ものである⁽⁷⁶⁾と激しい評論が出された。

新聞輿論が沸騰した情勢に直面した日本は、日置公使を派遣して、曹汝霖外交次長に面会させ、その取締を要請するに至ったが⁽⁷⁷⁾、実際のところ、袁と北京政府は意図的に各新聞社の記者に情報を洩らしたのである⁽⁷⁸⁾。

さて、日中二十一カ条交渉の第2回交渉会議が開かれたのは、2月5日であった。この第2回会議では、北京政府外交部は、日本政府の二十一カ条要求内容に対し、下記のように交渉意見を陳述した。まず、二十一カ条要求内容の第一号について、すなわち、「第一号第三条については、芝罘・濰県間の鉄道につき、すでに独華間の取極がある。即ち、この鉄道については、独資の導入を協議することとなっているが故に、この独華取極に抵触しない範囲で、日本と商議したい。第一号第四条については、中華民国政府としては、日本の提案を修正した上で、応諾する方針である」⁽⁷⁹⁾。次に、第二号に対し、「第二号第一条については、中華民国政府は租借地の存続に反対であるから、租借地及び鉄道の期限延長については、修正意見を出したい。第二号の第二条及び第三条については、南満州と東部内蒙古とを分離し、東部内蒙古に関しては、この要求を認めることができない⁽⁸⁰⁾。第二号第四条についても、東部内蒙古を除外したい。且つ南満州内の鉱山採掘権許与に関しては、門戸開放主義に違反しないようにしたい。第二号第五条についても、また、東部内蒙古を除外する。且つ第二項の担保中「諸税」とあるのは、その範囲が広すぎる。第二号第六条についても、東部内蒙古を除外したい。第二号第七条は、中華民国政府としては、考慮の余地がない」⁽⁸¹⁾。次に第三号に対し、「第三号については、漢治萍公司は、民間企業であって、政府がこれに干渉すべきものでないから、考慮の余地がない」⁽⁸²⁾。次に第四号に対し、「第四号は、独立国として、このような約束をなしうる筋のものでない」⁽⁸³⁾。最後に第五号に対し、「第五号は、中華民国の主権に抵触するものである。従って、中華民国政府としては、商議に応じることができない」⁽⁸⁴⁾。このように、外交部陸外交総長は袁と北京政府の指示方針に従い、日本の交渉要求の中、第一号と第二号の一部の条項のみを、修正を加えた上で受諾するに止まり、その他の条項、及び第三号第四号、第五号は商議に応じない方針を見せたのであって、その後、暫くの間、日中交渉の進捗は見せなかつた。

2月中旬頃になると、袁と北京政府が行った新聞世論の効果は、すでに中華民国全土に広がり、安徽（進歩黨、省教育会、商会）⁽⁸⁵⁾、上海（洋貨商業公会）⁽⁸⁶⁾、浙江（寧波商務総会、浙江紳民代表）⁽⁸⁷⁾をはじめ、各地方政治勢力から、日本の要求に対抗して、袁大總統と北京政府を支持する声が盛り上ってきたのである。

6. 北京政府の外交策略

さて、2月5日の第2回会議以来、交渉の進捗は殆どみせなかつたが、3月に入り、

北京政府には、満州方面⁽⁸⁸⁾、山東方面⁽⁸⁹⁾の地方政府より、日本陸軍の増兵が著しいという報が届けられた。そのため、袁と北京政府は、日本の交渉要求に対し、ある程度対抗姿勢を緩める必要があると判断したのであろう。やがてこのような袁と北京政府の判断が交渉会議の進捗状況に反映した。すなわち、陸外交総長は日置公使に対し、3月9日の第8回会議⁽⁹⁰⁾、3月13日の第9回会議⁽⁹¹⁾を通して、旅順、大連の租借地問題、南満、安奉両鉄道問題について、妥結する姿勢を見せたのである。しかし一方では、袁と北京政府は、3月14日、駐英國公使（施肇基）に訓電し、「今回の要求中の漢冶萍公司に関する条項は、実に日本が英國の揚子江地域における利権を奪う狙いがある旨を英國国民の立場から掲げる形」⁽⁹²⁾にして、英國の世論を操縦するように密令したのである。

次いで、交渉会議では、3月下旬になると、第五号問題の具体的討議に入る。討議に臨んだ日置公使は、「第五号各項ガ单ニ勧告若シクハ希望条件トシテ支那政府ニ申シイレタル事情ニ拘ハラズ日夜精励是レ努メ其ノ議論ノ如キモ最微細ノ点ニ迄立入り忌憚ナキ意見ヲ闘ハシ極力支那側ノ反省ヲ促スニ努メ」る態度でこれにあたり、「何等カノ形ニ於テ協定ヲ遂ケサレハ止マザル方針」を陸外交総長に「強硬ニ言明シ」ていた⁽⁹³⁾。増兵は、「第五号」の交渉と時期を同じくし、あたかも日本政府は軍事力の威嚇を背景に、「第五号」の要求貫徹を意図しているかの如き印象を一般にあたえたのである。

かくて、北京政府にして、交渉に臨んだ日置公使の強硬的な態度と、3月上旬以来の日本の増兵という日本の強圧に直面し、二十一カ条交渉において、北京政府は困難な立場に立ったのである。そして、北京政府は、この事態に列強の積極的介入を引き出そうとした。

これも細谷氏の研究がかなり詳しく述べているため簡単に記すが、袁大統統は3月23日、ラインシュ公使との会見において、この事態に米国からの介入・支援を強く要請した⁽⁹⁴⁾。これとほぼ同時に、北京政府は英國駐華商人総会を介し、英国外交部宛に、日本の要求に対して、中華民国は既に旅順、大連の租借地問題や南満、安奉両鉄道問題についての条項を受諾したこと⁽⁹⁵⁾、現に未決着の交渉条項については、中国の主権を侵害するものか、第三国の在華利益に抵触するものであること⁽⁹⁶⁾を指摘し、「日英同盟」の主旨は「中國の領土完全の保護」にあるが故に、英國政府は日本の対華要求に対し、認めない立場に立って欲しいことを申入れた。

ところで、3月末ラインシュ公使は今回の二十一カ条交渉において、もし米国が中華民国を支援しない場合には中国人の反米感情を惹起し、米国は中国における影響力を喪失するであろうと建言し⁽⁹⁷⁾、合わせて、日本側が増兵による威嚇と詐術によって、北京政府に第五号の受諾を強要しているという情報を國務省に報告したのである⁽⁹⁸⁾。

しかし、北京政府は、4月に入ても、英、米国からの「公式的声援」を得られなかつた。そこで、4月12日、袁と北京政府は、駐英國施公使に再度打電し、「前日日本が列強諸国に対し、第五号は希望条項であることを内告したにも拘わらず、現に中

華民国政府に対し要求条項と同じくその受諾を強硬している」ことを開会中の英國議会で取り上げられるように工作することを命じた⁽⁹⁹⁾。

遂に、米国では4月16日、ウィルソン大統領は、ブライアン国務長官対し、「我々は、実際可能なあらゆる方法を試みて、中国の擁護にあたらねばならないと私は信ずる。……日本の要求にしても、或いは要望にしても、これを合理的なものとして容認する如き印象をあたえることには、今後厳に慎重でなければならない」⁽¹⁰⁰⁾と、日中交渉に介入する意図を明確に伝えたのである。

そして、英國では、日本が最後通牒を出すという情報が出ると、5月4日、グレイ英国外相はグリーン駐日大使を通じて、日本政府に対し、通告を提出した。グレイ外相が通告のはじめに、「日本要求条項中、今尚未解決に属するものは、唯第五号に属するもののみ」であることを指摘し、この第五号のために、「日支の国交の決裂する如きことのなからんこと」を切望することと述べた。そして、解釈によっては、第五号の「日本人顧問傭請要求」が、日本が中国に対して「保護権を設定すると相距る遠からず」ことや、又「武器供給要求」が、中国に対して「将来武器供給の権利を日本の一手中に独占する」ものと考えられるのと非難し、この「第五号」の決着をめぐって、日中両国間に武力衝突を見た場合、かくて生じた事態は「英國世論の前に於いて、日英同盟の諸条項と調和せしめんことは不可能」であろうと日本の過激行動への英國政府の反対を明らかにしたのである⁽¹⁰¹⁾。

さらに、米国では、最後通牒の情報が伝えられると、ウィルソン大統領は即刻英仏露各国政府に対し、日中交渉に介入して、共同で日本政府に最後通牒の通告中止を勧告するよう呼びかけた。結局、英仏露各国いずれも共同抗議への参加を拒否したという結果になったが、北京政府が日本の最後通牒により、5月9日に日本の要求（第五号を除外した）を受諾した後の5月13日、米国政府は、ホイラー駐日臨時大使を通じて、次の内容の覚書を日本に提出した。「米国政府は、日中両国政府間にすでに締結された、あるいは今後締結される如何なる協定または了解であっても、それが中国における米国国家またはその国民の条約上の権利を侵害するものであったり、中華民国の政治的または領土的保全を毀損するものであったり、さらに通常門戸開放主義として知られる中国に関する国際政策に違反するものであるときは、米国政府はこれを承認しえないことを、日本政府に通告することを光榮とする」⁽¹⁰²⁾。このように、日本の対華二十一カ条要求交渉過程を通じて、米国は、益々日本の中国政策への不信と反対を深めたのである。

7. 「二十一カ条交渉」と北京政府の「内政」政策

北京政府は1月以来の日本の対華交渉要求に直面して、外交において、困難な立場に立つが、一方、1915年頃、北京政府にしてみれば、その内政の面も、決して安定したものではなかった。というのは、「第二次革命」とそれに続く「白朗の乱」は前年

1914年の夏までに治まったものの、各地方で暴動や反政府勢力による乱が相続いていたのである⁽¹⁰³⁾。又、アーネスト・P・ヤング氏が指摘したように、そもそも、1915年初頭の時点において、北京政府に対する地方諸省のあり方には二種類のパターンがあった。第一種は、それは北京政府の権力が浸透し、支配的地位を占め、その行政的把握が確固としていたもので、直隸、陝西、甘肅、山東、河南、江蘇、安徽、江西、湖北、湖南、福建の諸省はこれに属する。第二種は北京政府の命に服し、その人事権と行政権の下にあるが、中央軍の常駐を許さず、その軍の統率者が、独自の省政府の動向によりあるいは中央と無関係な軍事行動によりその地位を得た人々であった。例えば、山西、浙江、廣東、廣西、雲南、貴州、四川の諸省である。なお、滿州の東三省と内蒙古は両種の中間に位していた⁽¹⁰⁴⁾。このように、1915年頃の北京政府は、第一に、国家の統一を保ち、国内情勢の安定をさせること、第二に、中央政府として、地方政府に対する実効支配能力を向上させること、という内政課題があったのである。他方、1915年の時点で、袁世凱個人としては、その北洋軍における指導力がすでに低下し始めていたと考えられる⁽¹⁰⁵⁾。

さて、北京政府に対する日本の二十一カ条要求に関して、新聞世論が種々の風説を掲げ、論難の気勢が高まっていた1月末頃、袁世凱は北洋軍の中心人物である馮国璋に打電し、日本の要求内容は過重なものであることとその苦心を告げたところ、「馮ヨリスク過重ノ要求ハ其部下軍隊ノ一齊ニ激昂反対スル所」⁽¹⁰⁶⁾となつたという。そしてその直後の2月1日、段祺瑞、馮国璋ら19の省将軍は、各地を代表し、連名にて「中国ノ領土保全ヲ破壊セントスル者ニハ必ス死力ヲ以テ対抗ス。中国ハ弱国ト雖モ国民ハ必ス國ノ為群起シテ殉ス」⁽¹⁰⁷⁾と公言するに至つた。

3月下旬になると、日本は軍事力の威嚇を背景に、中央政府に「第五号」の要求貫徹を高圧しているかの如き印象を中華民国朝野にはあたえたのであるが、袁世凱と北京政府は、これを機に、各地方官僚の対日結束を固めさせると同時にそれぞれの職務に努めさせ、政府に対するその忠誠心を喚起する目的により、3月31日、全国地方官僚を励ます「大總統申令」⁽¹⁰⁸⁾を下したのである。

一方、日本の二十一カ条要求交渉に対する新聞世論の論難に相まって、2月中旬になると、中華民国国内において、各種の反日デモや日貨排斥運動が湧騰した。そのため、3月25日の第14回交渉会議で、日置公使は陸外交総長に対し、各地における反日運動の鎮圧を要請する⁽¹⁰⁹⁾に至つたが、翌26日、北京政府は排日運動の取締に関する「大總統申令」を公布し、「日貨ヲ排斥シ或ハ日本居留民ト行違ヲ生ゼシモノアルハ實ニ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ加フルニ乱党虚ニ乘ジテ人心ヲ煽惑セムトスルモノアルハ最モ痛恨スルニ堪ヘタリ……各地將軍巡按使等地方ノ責任アルモノハ此際十分注意シ剣切ニ説諭禁止スヘシ若シ乱徒ニシテ名目ヲ仮ニ治安ヲ擾乱スルアラバ直ニ厳重処分ヲ加ヘ以テ大局ヲ維持シ民生ヲ安ンゼヨ」⁽¹¹⁰⁾といったように、反日運動の取締とともに、乱党の鎮圧対策も重視した命令を発したのである。このような取締は、袁と北京

政府にとってみれば、日本の二十一カ条要求交渉によって与えられた特有の政治環境を活かして、内乱を徹底的に治めておくと同時に、地方に対する中央政府としての支配能力を強化していくという内政策略の現れであったと考えられる。実際のところ、このような中央政府の策略に応ずるかのように、上海⁽¹¹¹⁾、広州⁽¹¹²⁾をはじめ各地方政府が中央政府の指令に従って、動いていたのである。

また、袁と北京政府は地方の外交権を中央に集中して、大總統主導の外交権を強化できた実例として以下の歴史事象が挙げられる。1915年4月6日、奉天地方官より、北京政府「統率辦事處」に対して、奉天地方（遼源県）において、日本軍と交渉をする場合に、専属交渉人を派遣したいという要請をした。北京政府「統率辦事處」はこの奉天地方官からの要請を許可し、外交部を通して、奉天地方官に対して、その旨の政府令を下った⁽¹¹³⁾。

ところで、4月に入ると、北京や上海周辺を中心に、有志より寄付金を募集し、造兵廠の建設、陸海軍の訓練などに当てようとする愛國儲金運動が実施されはじめた⁽¹¹⁴⁾。そして、間もなく愛國儲金運動が北京や上海周辺のみではなく、全国的な規模に広がったのである。4月27日、奉天巡按使張元奇は、北京政府に対し、満州地域で広がりつつある儲金運動について、中央政府からの対策指示を求めたが⁽¹¹⁵⁾、北京政府は、これらの民衆による儲金運動は愛国行為である以上、政府としてそれを後援するべきだ⁽¹¹⁶⁾という返電を与えたのである。

ところで、日本の対華二十一カ条要求交渉をめぐる英、米国からの干渉や、中華民国国内における反日運動の沸騰もあったものの、4月下旬に入っても、二十一カ条交渉会議において、未決着の要求交渉条項について、その進捗は全く見られなかった。一方、日本では対中国政策の不統一や各勢力の対立（元老と内閣の意見の不一致、与野党の対立、同志会内部の幹部派と非幹部の対立⁽¹¹⁷⁾）の要因もあって、4月末頃になると、加藤外交を批判する声が高まった。やがて、大隈内閣は北京政府に対して、早期に交渉要求を受諾させるために、最後通牒を提出することを閣議で決定するに至った。しかしながら、日本の最後通牒の提出は袁と北京政府にとって、あたかも好都合なものとなった。というのは、最後通牒によって、二十一カ条交渉が終ったことは、袁と北京政府として、交渉を受諾したことについての非難を免れることになるだけではなく、各地方勢力を政府の下に結束させるための機会が与えられたことを意味したからである。さて、日本の最後通牒発出は、中華民国の人心をいよいよ激昂させた。5月7日、北京政府は各省將軍、巡按使宛に、日本から最後通牒が提出されたことを伝達し⁽¹¹⁸⁾、そして5月9日、日本の要求を受諾した後、すぐにその報を各省將軍、巡按使に伝えた⁽¹¹⁹⁾のである。

この中央政府の通報伝達に応えて、奉天巡按使（張元奇）將軍（張錫鑾）⁽¹²⁰⁾、福建巡按使（許世英）⁽¹²¹⁾、貴州巡按使（龍建章）護軍使（劉顯世）⁽¹²²⁾、廣西巡按使（張鳴岐）將軍（陸榮廷）⁽¹²³⁾、江西巡按使（戚揚）將軍（李純）⁽¹²⁴⁾、浙江巡按使（屈映光）

將軍（朱瑞）⁽¹²⁵⁾ らは、それぞれ北京政府に返電し、今回の二十一カ条交渉外交において、政府の外交努力を肯定し、袁大總統と北京政府の下で、今回の「外交屈辱」を力に変え、国難を乗越えて國を興して行こうという考えを伝えた。

5月14日、袁と北京政府は大總統密諭⁽¹²⁶⁾を発し、全官僚に対して「日ニ亡國滅種ノ四字ヲ以テ之ヲ心目ニ懸ケ天良ヲ激發シ私見ヲ屏除シ各職守ヲ尽シ協力功程國官ハ僚交ヲナシ相勵勉セヨ苟モ國ニ利ナレハ死生ヲ以セヨ……」と訓示した。地方の將軍や政府官たちは、この訓示を肝に銘じたに違いない。

8. おわりに

二十一カ条交渉において、日本の狙いは、日中両国間外交交渉の枠組みの中で、問題解決しようとするものであった。これに対して、中国側は、世論や列強の力を借りて、日本を牽制し、日中両国間外交交渉の枠組みから脱して、日中関係を極東における国際問題ないし、列強間の利権競争問題へ持って行くことを狙う。この中国側の日本への対抗する動きは、日本の対華二十一カ条交渉が始められてからではなく、むしろ、第一次世界大戦勃発の直後からすでに動き始められていたものである。

しかし、実際のところ、北京政府は二十一カ条交渉外交において、まず、袁大總統の意見指示に従い「(1) 全体の討議を避け、遂條討議すること。(2) 第五号は交渉に応じないこと」という基本交渉方針を定め、そして交渉開始の時間を遷延しようとした。また、交渉に相応しい人物を外交総長に据えて、交渉開始の初段階において出来るだけ有利な交渉態勢を作ろうとしていた。

先行研究がすでに指摘しているように、日本は列強諸国に対し、対華交渉要求内容（第五号を除いて）を内示したところ、日本の対華交渉要求に対して、列強からは、当初異議や反対意見がなかったが、袁と北京政府はこの「第五号の秘匿」を掴み、効果的な外交策略を展開していた。その結果、日本は列強に対し、「第五号」についての内示および説明をせざる得なくなった。そして、このような事態によって、日本は英・米国から猜疑を持たれ、「第五号」のみならず、二十一カ条要求全体に第三国の注意が向けてられてくる。袁と北京政府は、交渉に臨んだ日置公使の強硬的な態度と日本の増兵という強圧に直面し、困難な立場に立ったが、この事態に列強の積極的介入を引き出そうとした。袁と北京政府は列強間の利害関係を利用して、「夷を以て夷を制す」策略を有効に展開していた。その結果、英・米国は、日本の対華二十一カ条要求交渉への不信と反対を深めた。このように、北京政府は終始、国内外の新聞輿論を操縦していたと同時に、列強間利害関係を利用して、外交略策を展開していた。そして、結果として、袁と北京政府は、このような外交略策によって、第一次大戦期という特殊な極東情勢に置かれたにもかかわらず、圧倒的強国である日本に対抗できたのである。

一方、中国国内との関係では、1915年頃の北京政府には、第一に、国家の統一を保ち、国内情勢の安定をさせること、第二に、中央政府として、地方政府に対する実効

支配能力を向上させること、という内政課題があった。4月に中華民国各地で反日運動が沸騰したが、袁と北京政府は、日本の二十一カ条要求交渉外交によって与えられた特有の政治環境を活かして、内乱を徹底的に治めておくと同時に、地方に対する中央政府としての支配能力を強化していった。そして日本の最後通牒の提出は、袁と北京政府にとっては、各地方勢力を政府の下に結束させるための機会が与えられたことを意味した。5月7日、袁と北京政府は、各省將軍、巡按使宛に、日本から最後通牒が提出されたことを伝達し、そして5月9日日本の要求を受諾した後、すぐにその報を各省將軍、巡按使に伝えた。この中央政府の通報伝達に応えて、各地方將軍はそれぞれ北京政府に返電し、今回の二十一カ条交渉外交において、政府の外交政策の努力を肯定し、袁大總統と北京政府の下で、今回の「外交屈辱」を力に変え、国難を乗り越えて、国を興して行こうと伝えたのである。

このように、本稿では、袁と北京政府は「二十一カ条要求交渉外交」を、地方に対する「中央」政府としての正当性調達資源にすることによって、国内情勢の安定、地方政府に対する実効支配能力の向上を図って行こうとしていたことを提示した。その結果として、北京政府は各地方政治勢力からの支持を得られ、国内における中央政府としての政治基盤が強化でき、中央集権制の完成に大きく近づいたのである。

さらに、二十一カ条交渉をきっかけに、いわゆる「救國貯金運動」が中国全国各地域に広がっていた。やがて、五・四運動が起り、中国人のナショナリズムが高揚していった。このように形成された中国人のナショナリズムそのものは、20年代から30年代へ浸透していき、その後の日中関係に多大な影響を及ぼすことになる。

[注]

⁽¹⁾ 「二十一カ条要求」についての基本的研究は、堀川武夫『極東国際政治史序説—二十一箇条の研究』(有斐閣、1958年)が挙げられる。要求提出の理由やその背景を言及した研究は、長岡新次郎「対華二十一カ条要求条項の決定とその背景」(『日本歴史』第144号、1961年6月)、飯森明子「加藤高明の対外認識と外交指導」(常磐大学大学院人間科学研究科『人間科学論究』第4号、1996年)。要求提出後から調印までの交渉過程を重点に置き、論述されている研究は、細谷千博「『二十一カ条』とアメリカの対応」(細谷千博『両大戦下の日本外交』岩波書店、1988年)、三宅正樹「二十一箇条要求をめぐる日露関係」(『歴史教育』16-3、1968年)、島田洋一「対華二十一カ条要求(I)(II)一加藤高明の外交指導」(『政治経済史学』第259号、第260号、1987年11月、12月)、北岡伸一「二十一カ条再考—日米外交の相互作用」(近代日本研究会編『近代日本研究—7 日本外交の危機認識』、山川出版社、1985年)がある。また、最近の研究では、「21カ条交渉の中で、有賀長雄は中国政府の要請に受け、交渉の裏に元老と中国政府との間の意思疎通の役割を果した」ことを明らかにした論文、熊達雲「対華21箇条要求の交渉における有賀長雄について」(山梨学院大学、社会科学研究29<特集>国際関係と日本の諸問題)2009年2月)、イギリスの外交資料を扱い、「第5号の秘匿に対するイギリスの反応」について言及した論文、奈良岡聰智「加藤高明と21カ条要求—第5号をめぐって」(『歴史の枠組を越え 20

世紀日中関係の新視点』株式会社千倉書房、2010年9月)などが挙げられる。

- (2) 川島真「中国めぐる国際政治史と中国外交史」(日本国際政治学会編『国際政治学 第4巻 歴史の中の国際政治』、有斐閣、2009年)、77頁。
- (3) 張憲文主編『中華民国史綱』(河南人民出版社、1985年)、77~81頁。侯宜杰『袁世凱伝』(北京百文藝出版社、2003年)、398~401頁。李宗一『袁世凱伝』(国際文化出版社、2006年)、274~275頁。
- (4) 張玉法『中華民国史稿』(台北聯經出版社、1998年)、95頁。李劍農『戊戌以后三十年中国政治史』(上海中華書局、1965年)、202頁。
- (5) 劉以芬『民国政史拾遺』6~8頁(沈雲竜編『近代中国資料叢刊・第68輯』台北文海出版社所収)。季宇『段祺瑞伝』(安徽人民出版社、1992年)、162~163頁。李宗一前掲書(3)、273頁。
- (6) 川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)、249頁。
- (7) 李宗一前掲書(3)、242頁。
- (8) 袁世凱の独裁への施策過程についての記述は李新[他]編『中華民国大事記』(第1冊、中国文史出版社、1996年)、297~350頁。胡曉『段祺瑞年譜』(安徽大学出版社、2006年)、82~90頁を参照した。
- (9) 李兆祥著『近代中国的外交転型研究』(中国近代史学博士論文集、中国社会科学出版社、2008年)、308頁(祭鴻源『民国法規集成』第6冊、中国黄山書社、1999年、10~11頁より再引用)。
- (10) シーメンス事件をめぐる政治過程については、山本四郎『山本内閣の基礎的研究』(京都女子大学、1982年、182~207頁)の記述が詳しい。
- (11) 山本四郎「第二次大隈内閣の成立」(『神戸女子大学紀要』文学部編、20卷1号、1987年)。
- (12) 「牧野外務大臣より加藤外務大臣への引継文書」(外務省記録『支那改革借款一件』第28巻)。巻紙に毛筆で書いてあり、牧野伸顕の自筆と注記してあるが日付がないという(『国際政治叢書第6号(日本外交史研究一大正時代)』144頁、1958年)。
- (13) 伊藤正徳編『加藤高明下巻』(大空社、1995年)、133~140頁。
- (14) 井上馨伝記編纂会『世外井上公伝』(内外書籍、1934年、第5巻)、367頁。
- (15) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策一九〇六~一九一八』(東京大学出版会、1978年)、163頁。
- (16) 櫻井良樹『辛亥革命と日本の政治変動』(岩波書店、2009年)、16頁。
- (17) 同上、322頁。
- (18) 川島真、前掲書、239頁。
- (19) 爰辛焞『辛亥革命期の中日外交史研究』(東方書店、2000年)、571頁。
- (20) 「寿栄擬呈袁世凱中国在欧戦中対英、米、日、徳之辨法及理由書(1914年8月6以後)」(天津市歴史博物館館藏、北洋軍閥史料編委会編『北洋軍閥史料、袁世凱卷』、天津古籍出版社、1992年)、1015~1021頁。
- (21) 「前駐中国米国公使ライシンシュは中日外交交渉の秘密を暴露する」中国第檔案館整編、萬仁元、方慶秋主編『中華民国史史料長編』(中華民国史檔案資料叢書、第5巻、南京大學出版社、1993年)、79頁。
- (22) 石井勝美『日本と中国一大正時代一』(原書房、1972年)、61頁。
- (23) 「一月十九日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年、第三冊上、外務省、1968年)、113頁。以下は『日本外交文書』と略す。
- (24) 曹汝霖『一生之回憶』(曹汝霖回想録刊行会編訳、鹿島研究所出版会、1967年)、71頁。

- (25) 玉井勝美、前掲書、62頁。
- (26) 「一月十九日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」『日本外交文書』、114頁。
- (27) 曹汝霖、前掲書、71頁。
- (28) 天津歴史博物館蔵北洋軍閥史料『袁世凱卷2』(天津歴史博物館、1992年)、287～319頁。
- (29) 同上書、317～318頁。
- (30) 同上書、320頁。
- (31) 曹汝霖、前掲書、71頁。
- (32) 「一月二十日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」『日本外交文書』、115頁。
- (33) 『申報』(1915年1月22日)、『天津大公報』(1915年1月21日)。
- (34) 「曹汝霖一月二十三日致陸宗輿信函」(王芸生『六十年來中国与日本』第6巻、大公報出版部1933年版、『民国嚴書』第3輯—26、上海書店、1981年所収)、103頁。
- (35) 王芸生、同上書、103頁。曹汝霖、前掲書、73頁。
- (36) 「一月二十五日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」『日本外交文書』、122頁。
- (37) 「一月二十六日加藤外務大臣より駐中国公使宛電報」同上書、122頁。
- (38) 「一月二十七日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」同上書、122頁。
- (39) 曹汝霖、前掲書、74頁。
- (40) 「大總統策令」(『政府公報』第712号、1915年1月28日、台湾文海出版社)、909頁。
- (41) 川島真、前掲書、94頁。
- (42) 「通達時務、慮事精詳、尤能洞察列強情勢、剣切敷陳、确有见地」(何茂春、師曉霞著『中国歴代外交家』中国経済出版社、1993年)、202頁。
- (43) 劉寿林[他]編『民國職官年表』(中華書局、1995年)、18頁参照。
- (44) 陸徵祥の履歴について、石源華『中華民国外交史辞典』(上海古籍出版社、1996年、359頁)を参照した。
- (45) 「總長與日置使第一次會議問答(民国四年二月三日)」中央研究院近代史研究所編『中國近代史資料彙編中日關係史料一二十一條交渉：中華民国四年至五年(上)』(中央研究院近代史研究所、1985年)、10頁。以下は『中日關係史料』と略す。
- (46) 「總長與日置使第一次會議問答」同上書、17頁。
- (47) 同上、18頁。
- (48) 「一月八日加藤外務大臣より在英國井上大使宛電報」、『日本外交文書』、537頁。
- (49) 同上、538頁。
- (50) 同上、539頁。
- (51) 「一月二十二在英國大使より加藤外務大臣宛電報」、『日本外交文書』、541頁。
- (52) 「英國井上大使より英国外務大臣に手交せる我對要求条項英文訳写」、同上書、545頁。
- (53) 「一月二十二日在英國井上大使より加藤外務大臣宛電報」同上書、542頁。
- (54) 「一月二十五日加藤外務大臣在本邦英國大使会談」同上書、543～544頁。
- (55) 「二月五日加藤外務大臣在本邦仏国大使会談」同上書、550頁。「二月五日加藤外務大臣在本邦露国大使会談」同上書、552頁。
- (56) 「二月八日在米国珍田大使より加藤外務大臣宛電報」同上書、557頁。
- (57) 同上、558頁。
- (58) 「二月九日加藤外務大臣在本邦米国大使会談」同上書、560頁。
- (59) 同上、561頁。
- (60) 「1915年1月26日(露) クルベンスキ公使より(露) サゾーノフ外相宛電報」中

国史学会・中国社会科学院近代史研究所編『北洋軍閥（1912-1928）』第2巻、武漢出版社、1990年、858頁。

- (61) 「二月九日曹汝霖致陸宗輿電」（駐日使館檔案、王芸生『六十年來中國與日本』北京三聯書店、1980年所収）、111頁。
- (62) 陸宗輿『五十自述記（一卷）』（北京日報社印、1925年、北京図書館分館蔵、伝50/89,02）（原文「惟輿知日本通告英國時 却未將此五號各條一並附及 因是世間誤為密約 輿固知為日本之缺點 欲亟與駐日之英大使接洽 且以五號條件中 尚有江西浙江間鐵路問題 中國會與英國有內約 不意中日當談判迫切之際 凡駐日之各國時節皆不便與華再行會面 辛內子正氏與英大使夫人友善 乃以其私人資格 □小女及議員赴英館 與英大使夫婦會面 告以情實 並以中國不能失信於英國為詞」）。
- (63) 「二月十日加藤外務大臣在本邦米国大使会談」『日本外交文書』、561頁。
- (64) 細谷千博『『二十一カ条』とアメリカの対応』（『両大戦下の日本外交』岩波書店、1988年）、21頁。
- (65) 酒井哲哉「近代日本外交史」（日本国際政治学会編『日本の国際政治学第4巻歴史の中の国際政治』有斐閣、2009年）、199頁（Reinsch, paul [1900], world politics: At the End of the Nineteenth century, As Influenced by the Oriental Situation, New York: Macmillan. ポール・ラインシュ/高田早苗訳『帝国主義論』東京専門学校出版部、1901年より再引用）。
- (66) 「レインシュ公使からブライアン國務長官宛、一九一五年一月二十三日」Foreign Relations of the United States(FRUS 米国外交文書), 1915(Washington, 1924), P.79.（細谷千博『『二十一カ条』とアメリカの対応』、21頁より再引用）。
- (67) 「レインシュ公使からブライアン國務長官宛、一九一五年二月十五日」Foreign Relations of the United States(FRUS 米国外交文書), 1915(Washington, 1924)P88-89.（細谷千博『『二十一カ条』とアメリカの対応』、21頁より再引用）。
- (68) 「二月二十日加藤外務大臣在本邦米国大使会談」、『日本外交文書』、577頁。
- (69) 「二月二十加藤外務大臣より在米国珍田大使宛電報」、同上書、581頁。
- (70) 『外交時報』（第21巻第6号、1915年3月15日）、652～653頁（鶴見祐輔著、一海知義校訂『正伝後藤新平』藤原書店、2004年、803～804頁を参考した）。
- (71) 松本忠雄『近世日本外交史研究』（博報堂出版部、1942年）、249～250頁。
- (72) 「日華交渉ニ対スル米国覚書」（外務省編『日本外交年表並主要文書』原書房、1966年）、（英文）385～394頁。（和文）295～400頁。
- (73) 北岡伸一、前掲書、172頁。
- (74) 「一月二十九日在上海有吉総領事より加藤外務大臣宛電報」『日本外交文書』、123頁。
- (75) 「二月一日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」同上書、125頁。
- (76) 同上、125頁。
- (77) 同上。
- (78) 袁世凱と北京政府は、当時の外交部参事であった顧維鈞をして、国内外記者に情報を洩らしていたことは、顧氏と曹氏の回憶録から、検証できる。顧維鈞『顧維鈞回憶録』（第1冊、中華書局、1982年）、123頁。曹汝霖、前掲書、79頁。
- (79) 「總長與日置使第二次會議問答」『中日關係史料』、23頁。
- (80) 同上、24～25頁。
- (81) 同上、26頁。
- (82) 同上。

- (83) 同上、27~28頁。
- (84) 同上、28頁。
- (85) 「收安徽進步黨、省教育會、商會電民國四年二月十三日」同上書、39頁。
- (86) 「收上海洋貨商業公會 民國四年二月十七日」同上書、42頁。
- (87) 「收浙江紳民電 民國四年二月二十二日」同上書、55頁。
「收浙江寧波商務總會等電 民國四年二月二十八日」(「應請政府代表民意、堅持最後主義、嚴厲拒絕」)同上書、91頁。
- (88) 「收奉天巡按使(張元奇)將軍(張錫鑾)電 民國四年三月十二日」(「探聞日本于十日下動員令、向滿洲等情。除飭確探飛報外、竊以日人此舉如果屬實、是否意在恫嚇、抑存叵測。非所敢料、但既有所聞、不能不備。錫鑾等惟有持以鎮定、釁不我開、靜候中央交涉、是否有當、啓示機宜。」)同上書、149頁。「收奉天巡按使張元奇電 民國四年三月二十一日」(「關東都督府派侍從武官十餘員、赴各處視閱遊歷地址、已備作戰計劃。日軍於十六日到達奉天車站、約有四千人。連日車站存貨均移他處、軍用帳房、兩日間到十一車輛、均儲存完備隊……」)同上書、170頁。
- (89) 「收統率辦事處函 民國四年三月二十五日」「頃又得濟南、坊子地方日軍継到之報……探報濟南又到日軍炮隊一中隊……」同上書、176頁。
- (90) 「總長與日置使第八次會議問答」、同上書、136~145頁。
- (91) 「三月十四日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」『日本外交文書』、224~225頁。
- (92) 「一九一五年三月十四日外交部致駐英公使施肇基電」(中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・外交』、江蘇古籍出版社、1991年)、568頁。
- (93) 「四月十四日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」、『日本外交文書』、321頁。
(細谷千博「『二十一カ条』とアメリカの対応」、29頁より再引用)。
- (94) 細谷千博、前掲書、30頁。
- (95) 「英國駐華商人總會关于威胁中国政府签订二十一条提出疑义致英国外交部书译文」
(中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・外交』)、575頁。
- (96) 同上、575~577頁。
- (97) 楊辛焞、前掲書、612頁。
- (98) 同上、611頁。
- (99) 「四月十二日外交部致駐英使館電」(中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・外交』)、569頁。
- (100) 堀川武夫、前掲書、262頁。細谷千博、前掲書、33頁。
- (101) 外務省編『日本外交年表並主要文書上』、401頁。
- (102) 前掲FRUS,1915,p.146.(細谷千博、前掲書、36頁より再引用。堀川武夫、前掲書、300頁を参考した)。
- (103) 「趙倜報告鎮壓河南仁義會起事情形文電」、「張廣建等報告甘肅環縣知忠義軍起事及剿辦經過電」(中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・政治』)、988~1002頁。
- (104) アーネスト・P・ヤング『袁世凱総統一「開発独裁」の先駆』(藤岡喜久男訳、光風社出版、1994年)、232頁。
- (105) 北洋軍の内部対立を指摘した中国語文献は、李劍農『戊戌以后三十年中国政治史』(中華書局、1965年)、陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』(香港三聯書店、1983年)、日本語で書かれた研究書、波多野善大『中国近代軍閥の研究』(河出書房新社、1973年)等が挙げられる。
- (106) 「一月二十九日在上海有吉總領事より加藤外務大臣宛電報」、『日本外交文書』、123

頁。

- (107) 季宇『段祺瑞伝』(安徽人民出版社、1992年)、163頁。原文(「有圖破壞中國之完全者必以死力据之中國雖弱然國民將群起殉國」)本稿の和文は筆者が訳したもの。
- (108) 「大總統申令」(「誠以人人奉職，國不期強而強，身受其福，澤及子孫。人人廢職，國不期亡而亡，身罹其殃，遑恤厥后……茲特明垂四諒，永作官箴，百爾在位，懷之毋忘……一曰戒偷惰……一曰戒贍徇……一曰戒奢靡……一曰戒嬉游……醫不攻疾，無以處方。國不去蠹，無以施政。天鑒有赫，君子懷刑，毋負予耳提面命之意。」)、中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・政治』、332~334頁。
- (109) 「三月二十六日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」、『日本外交文書』、264頁。
- (110) 「三月二十六日在中国日置公使より加藤外務大臣宛電報」(「大總統申令を以て排日運動禁止に関する訓令を各地方官に下せる旨報告の件」) 同上書、262頁。
- (111) 「收上海特派員(楊晟)函 民国四年三月二十九日」、『中日關係史料』、184頁。
- (112) 「(收政事堂鈔文)收廣東龍上將軍(濟光)電 民国四年三月三十一日」同上書、192頁。
- (113) 「外交總長陸総祥給特派奉天交渉員田潛飭(1915年4月6日)」(遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編2』江蘇古籍出版社、1990年)、300~301頁。
- (114) 「救國儲金活動遍布各省」(『東方雑誌』第12卷、1915年6月10月出版、第6号)、第16頁(臼井勝美、前掲書、87頁を参考した)。
- (115) 「收奉天巡按使(張元奇)電 民国四年四月二十六日」『中日關係史料』、252頁。
- (116) 「發奉天巡按使張元奇電 民国四年四月二十七日」同上書、258頁。
- (117) 同志会内部の幹部派と非幹部の対立について、櫻井良樹「立憲同志会における対外政策問題」(櫻井良樹『辛亥革命と日本の政治変動』岩波書店、2009年、265~304頁)記述が詳しい。
- (118) 「發各省將軍巡按使電 民国四年五月七日」『中日關係史料』、282頁。
- (119) 「發各省將軍巡按使電 民国四年五月九日」同上。
- (120) 「收奉天巡按使(張元奇)將軍(張錫鑾)電 民国四年五月九日」同上書、296頁。
- (121) 「收福建巡按使(許世英)電 民国四年五月九日」同上書、296頁。
- (122) 「收貴州巡按使(龍建章)護軍使(劉顯世)電 民国四年五月十日」同上書、301頁。
- (123) 「收廣西巡按使(張鳴岐)將軍(陸榮廷)電 民国四年五月十一日」同上書、305頁。
- (124) 「收江西巡按使(戚揚)將軍(李純)電 民国四年五月十一日」同上書、305頁。
- (125) 收浙江巡按使(屈映光)將軍(朱瑞)電 民国四年五月十五日 同上書、312~313頁。
- (126) 「大總統密諭」漢文(白焦撰『近代資料筆丛刊 記袁世凱与中華民国』、中華書局、2007年)、125~129頁。本稿中和文は「五月十四日付中国大總統の密諭和訳文」(『日本外交文書』)、454~456頁を参照した。

[主要参考文献]

(史料)

- 外務省編『日本外交文書』(大正4年第3冊上巻、外務省、1968年)
- 中央研究院近代史研究所編『中日關係史料—二十一條交渉中華民国四年至五年(上)』(中央研究院近代史研究所、1985年)
- 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・外交』(江蘇古籍出版社、1991年)

中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第三輯・政治』(全2巻、江蘇古籍出版社、1991年)

王芸生『六十年來中国与日本』(第6巻、大公報出版部 1933年版、『民国叢書』第3輯
-26、上海書店、1981年所収)

天津歴史博物館蔵北洋軍閥史料『袁世凱卷2』(天津歴史博物館、1992年)

中国史学会・中国社会科学院近代史研究所編『北洋軍閥(1912-1928)』(第2巻、武漢出版社、1990年)

遼寧省档案館編『奉系軍閥檔案史料彙編2』(南京江蘇古籍出版社、1990年)

中国第檔案館整編・萬仁元・方慶秋主編『中華民国史史料長編』(中華民国史檔案資料
叢書、第5巻、南京大學出版社、1993年)

(伝記)

伊藤正徳編『加藤高明下巻』(大空社、1995年)

曹汝霖『一生之回憶』(曹汝霖回想録刊行会編訳、鹿島研究所出版会、1967年)

季宇『段祺瑞伝』(安徽人民出版社、1992年)

李宗一『袁世凱伝』(国際文化出版社、2006年)

(研究書)

櫻井良樹『辛亥革命と日本の政治変動』(岩波書店、2009年)

細谷千博『『二十一カ条』とアメリカの対応』(『両大戦下の日本外交』岩波書店、1988
年)

堀川武夫『極東国際政治史序説—二十一箇条の研究』(有斐閣、1958年)

俞辛焞『辛亥革命期の中日外交史研究』(東方書店、2000年)

川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)

北岡伸一『日本陸軍と大陸政策一九〇六～一九一八』(東京大学出版会、1978年)

アーネスト・P・ヤング(藤岡喜久男訳)『袁世凱総統—「開発独裁」の先駆』(光風社
出版、1994年)

臼井勝美『日本と中国一大正時代』(原書房、1972年)